

産業廃棄物収集運搬 Q & A

福島県県北地方振興局環境課

産業廃棄物収集運搬業の許可申請について多い質問をまとめました。

これから申請する方

Q どんな場合に許可が必要でしょうか？

A 産業廃棄物の運搬を排出者から委託され、処分業者まで運搬する場合には許可が必要となります。排出者が自ら運搬する場合は必要ありません。

Q 申請するにはどのようにすればいいでしょうか？

A 申請書の様式や必要な添付書類、記入例などが掲載された手引きを用意しております。手引きや様式は県庁HPのダウンロードコーナーからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.fukushima.jp/recycle/yousikionestop.htm>

また、申請書の添付書類として、「産業廃棄物処理業許可申請に係る講習会」の修了証写しが必要となります。講習会は(財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国の各会場で実施していますので、事前に受講するようお願いします。受講申込書は環境課にも用意してあります。

Q 「ゴムくず」、「繊維くず」と、「廃プラスチック類」の違いは？

A 産業廃棄物の種類は廃棄物処理法で定められています。ゴムくずとは天然ゴムのくずのことで、ゴム製造工場などから排出されます。廃タイヤなどの合成ゴムは廃プラスチック類に分類されます。

同様に繊維くずとは天然繊維のくずのことで、合成繊維のものは廃プラスチック類に分類されます。天然繊維を使用した廃畳等が繊維くずに該当します。

Q 業種指定されている産業廃棄物とはなんですか？

A 排出する業種により産業廃棄物に該当する場合と、一般廃棄物に該当する場合があります。下表に示す業種から排出される廃棄物は産業廃棄物に該当しますが、これら以外の業種から排出される廃棄物は一般廃棄物に該当し、産業廃棄物収集運搬の許可では運搬できません。

廃棄物の種類	排出する業種
紙くず	建設業、 パルプ・紙・紙加工品製造業、 新聞業、 出版業、 製本・印刷物加工業
木くず	建設業、 木材・木製品の製造業、 パルプ製造業、 輸入木材の卸売・物品賃貸業、 廃パレットは例外的に業種にかかわらず産業廃棄物になります。
繊維くず	建設業、 繊維工業
動植物製残さ	食料品製造業、 医薬品製造業、 香料製造業、 と畜場、 食鳥処理場
動物のふん尿、	畜産農業
動物の死体	畜産農業

Q 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」と「がれき類」の違いは？

A 解体工事や道路工事などから排出される、建設業に係るコンクリートくずは「がれき類」、それ以外のコンクリートくず(コンクリート製品の製造工場の破損製品など)は「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」となります。

許可を持っている方

Q 運搬車両や役員が変更になった場合はどのようにすればいいでしょうか？

A 役員、株主(5%以上)、住所、社名、運搬車両、駐車場等が変更された場合は、10日以内に変更届出を提出してください(前述のダウンロードコーナーに届出様式があります。)

添付書類は次のとおりです。

変更事項	添付書類
役員、株主(5%以上)	新規役員(株主)の住民票 新規役員(株主)の登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 商業登記簿謄本 誓約書(添付書類様式第9号) 代表者が変更となる場合は許可証の写し 役員の辞任のみの場合は上記添付書類は不要です。
住所の変更	登記事項証明書 変更後の事務所の付近の見取図 許可証の写し
社名の変更	登記事項証明書 定款又は寄附行為 許可証の写し
車両の変更	車両の写真(斜め前方、斜め後方から写した写真) 車体横の社名、許可番号等がはっきり写るように。 車検証の写し
駐車場(車庫)の変更	車庫の位置図(車両の配置も分かるように) 駐車場の土地の登記簿謄本 土地の賃貸借契約書の写し(他人の土地の場合)

Q 許可期限が近づいてきたがどのようにすればいいでしょうか？

A 更新許可申請を行ってください(詳細は「申請の手引き」参照 [こちら](#))。許可期限の1月半~2か月前位に提出するようお願いいたします。なお、事前に受講する講習会は更新許可コースでも新規許可コースでもかまいません。なお、講習会修了証の有効期間は、更新許可コースは2年間、新規許可コースは5年間です。